

平成30年度

長岡市一般住宅リフォーム補助金のお知らせ

目的

市内建築関連業者の振興による地域経済の活性化と市内にお住まいの方の住環境の向上及び既存住宅の継続的な利用と居住の促進を図るため、自己の居住する住宅を市内の施工業者によりリフォームを行う場合、その経費の一部を補助するものです。

・住居部分のみを改修したい場合は・・・2ページへ

補助対象者：長岡市に住民登録をしている者又は定住を目的として住宅をリフォームする者

補助対象住宅：補助対象者が所有し居住している住宅又は補助対象者が定住を目的として所有している市内の住宅

・併用住宅の店舗部分も改修したい場合は・・・3ページへ

補助対象者：長岡市に住民登録をしている者又は定住を目的として住宅をリフォームする者

補助対象住宅：補助対象者が所有及び居住又は居住予定とし、事業を営んでいる又は営む予定の住宅

★過去に住宅リフォーム支援事業補助金、空き家活用リフォーム補助金を受けたことがある方及び住宅は対象外

申込方法

【受付期間】平成30年4月18日(水)～平成30年4月24日(火)

※土日を除く

【受付時間】9:00～17:00

【受付場所】まちなかキャンパス長岡 5階

501会議室(4月24日(火)は503会議室)

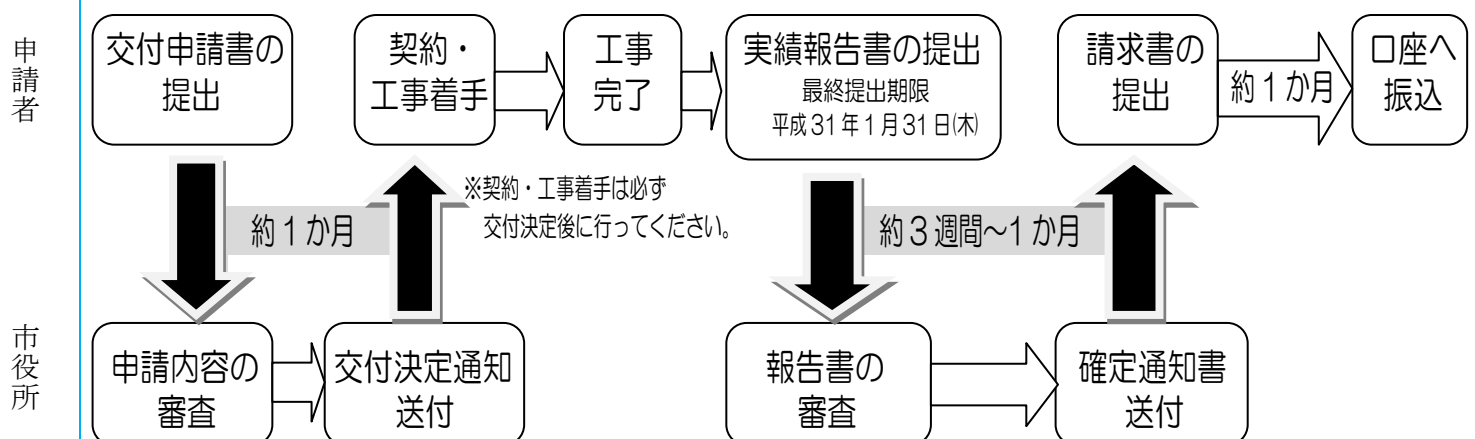
及び各支所産業建設課(栃尾支所は建設課)

【予算額】6,500万円

※ 申請額が予算の範囲内の場合は、10月31日(水)まで先着順にて受付

※ 必ず事前に申請し、補助金交付決定後に契約、工事着手してください。

手続きの流れ



※対象事業の完了後、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

住居部分のみを改修したい場合（一般住宅改修）

補助の概要

1. 補助対象者

- ・長岡市に住民登録をしている者
 - ・定住を目的として住宅をリフォームする者
- ※上記のいずれかに該当し、地方税を滞納していない者

2. 補助対象住宅

- ・補助対象者が所有し、居住している市内の住宅
- ・定住を目的として所有する市内の住宅
- ・建築後10年を超えた住宅
(平成19年12月31日以前に建築されたもの)
- ・併用住宅は1/2以上が住居部分となっている住宅

3. 施工業者の条件

市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4. 補助対象工事

- ・補助対象工事費が20万円以上（消費税込）の住宅リフォーム工事
(三世代同居申請の場合は、補助対象工事費が50万円以上（消費税込）の住宅内部のリフォーム工事)
 - ・バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化に配慮した住宅リフォーム工事（4～6ページ参照）
 - ・併用住宅においては、住居部分に係る工事
- ※他補助金等を利用する部分や工事を伴わないもの及び外構工事は対象外

5. 補助金額

- ・補助対象工事費の20% 上限10万円
(三世代同居申請の場合、上限20万円)

★三世代同居申請とは…

- ・「親世代」＋「子世代」＋「孫世代」等により構成する三世代以上の世帯であること
- ・当該住宅に三世代全員が居住し、住民登録があること又は実績報告書提出までに三世代全員が居住し、住民登録をしていること
- ・補助金が確定した日から1年以上にわたり三世代同居を継続する見込みがあること

提出書類

交付申請

- 交付申請書兼同意書
 - ・申請者の氏名欄は自署及び押印する
 - ・工事期間の開始日は申請日から1か月以降の日付で記載
 - ・申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要
- 宣誓書（三世代同居申請の場合）
- 固定資産税の課税明細書
 - ・宛名面及びリフォームする住宅が確認できる明細面が必要
 - ※4月中旬に資産税課より納税義務者に届きます
- 見積書の写し（代表者名の記入と業者印を押印されたもの）
- 図面（手書きのものでも可）
 - ・内装工事の場合は、当該工事階の平面図（階数記入）
(間取りを変更する場合は、改修前後の図面も必要)
 - ・外壁工事の場合は、立面図又は住宅各階の平面図
 - ・屋根工事の場合は、立面図又は住宅全体の屋根伏図
 - ・下水道への接続工事の場合は、配置図のみで可
 - ※但し、併用住宅の場合は全ての工事において、住宅各階の平面図が必要
- 写真
 - ・施工予定箇所全ての写真
 - ※屋根工事の場合において交付申請時に屋根の写真が提出できない場合は、外観写真が必要
 - また、実績報告時に施工前も併せて提出
 - ・各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する
- 工事内容に応じたカタログ等
 - ・性能又は効果が確認できる製品カタログ等の写しが必要
- 納税証明書（市外から転入する場合のみ、転入前の住所地のもの）

実績報告

- 実績報告書
 - ・申請者の氏名欄は自署及び押印する
 - ・工事期間は実際に工事を行った期間を記載
 - ・申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要
- 請負契約書（又は請書）の写し
- 領収書（施工業者が発行したものに限る）の写し
- 写真
 - ・施工箇所が確認できる施工中、完了後及び材料の写真が必要（施工前写真と比較できるように撮影したもの）
 - ・各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する
- 見積書の写し
 - ・交付申請時より工事金額が変更となった場合に必要
- 住民票（リフォーム工事完了後で居住後の住民票）
 - ・転入又は転居予定の場合は、転入又は転居後の住所での住民票が必要
 - ・三世代同居申請の場合は、居住している世帯全員が確認できる住民票が必要
 - ※マイナンバーの記載がなく、3か月以内に発行されたものが必要

併用住宅の店舗部分も改修したい場合（店舗等併用住宅改修）

補助の概要

1. 補助対象者

- ・長岡市に住民登録をしている者
 - ・定住を目的として住宅をリフォームする者
- ※上記にいずれかに該当し、地方税を滞納していない者

2. 補助対象住宅

- ・補助対象者が所有及び居住又は居住予定とし、事業を営んでいる※又は営む予定※の店舗等併用住宅
※事業を営む者は住宅の所有者のほか、配偶者又は二親等以内の親族（同居、別居不問）でもよい。
- ・建築後10年を超えた住宅
(平成19年12月31日以前に建築されたもの)
- ・1/2以上が住居部分となっている住宅

3. 施工業者の条件

市内に本社がある法人又は住民登録をしている個人事業主

4. 補助対象工事

- ・補助対象工事費が20万円以上（消費税込）の住宅リフォーム工事
 - ・バリアフリー・安全、省エネルギー、防災、長寿命化に配慮した店舗部分（又は店舗部分及び住居部分）に係る住宅リフォーム工事（4～6ページ参照）
- ※他補助金等を利用する部分や工事を伴わないもの及び外構工事は対象外

5. 補助金額

- ・補助対象工事費の20% 上限10万円

★店舗等併用住宅とは…

- ・住居部分と店舗部分が一体となっている建物（店舗部分と住居部分は同一所有者であることが必要）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第2条第5項に規定する事業は対象外
※ただし、第2条第1項については、補助金申請以前から相当期間事業を営んでいる場合を除く。

提出書類

交付申請

○交付申請書兼同意書

- ・申請者の氏名欄は自署及び押印する
- ・工事期間の開始日は申請日から1か月以降の日付で記載
- ・申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要

○固定資産税の課税明細書

- ・宛名面及びリフォームする店舗等併用住宅が確認できる明細面が必要
- ※4月中旬に資産税課より納税義務者に届きます

○見積書の写し（代表者名の記入と業者印を押印されたもの）

○図面（手書きのものでも可）

- ※全ての工事において住宅各階の平面図
- ・間取りを変更する場合は、改修前後の図面も必要
- ・外壁工事の場合は、立面図も必要
- ・屋根工事の場合は、立面図又は住宅全体の屋根伏図も必要
- ・下水道への接続工事の場合は、配置図のみで可

○写真

- ・建物の全景写真、施工予定箇所全ての写真
※屋根工事の場合において交付申請時に屋根の写真が提出できない場合は、外観写真が必要
また、実績報告時に施工前も併せて提出
- ・各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する

○工事内容に応じたカタログ等の写し

- ・性能又は効果が確認できる製品カタログ等の写しが必要

○事業を営んでいることを証明する書類

（既に事業を営んでいる場合のみ）

- ・個人事業主：青色（白色）申告書の写し
- ・法人：法人確定申告書の写し又は登記事項証明書

○住民票又は戸籍抄本

- ・住宅の所有者と事業を営む者が異なる場合は、住宅の所有者との関係が配偶者又は二親等以内の親族であることが確認できる書類が必要

○納税証明書（市外から転入する場合のみ、転入前の住所地のもの）

実績報告

○実績報告書

- ・申請者の氏名欄は自署する及び押印
- ・工事期間は実際に工事を行った期間を記載
- ・申請者欄及び金額欄を訂正する場合は、訂正印が必要

○請負契約書（又は請書）の写し

○領収書（施工業者が発行したものに限る）の写し

○写真

- ・施工箇所が確認できる施工中、完了後及び材料の写真が必要（施工前写真と比較できるように撮影したもの）
- ・各写真がどの部分の施工箇所か分かるように、施工箇所番号などの表示をできる限り記載する

○見積書の写し

- ・交付申請時より工事金額が変更になった場合に必要

○住民票

- ・転入又は転居予定の場合は、転入又は転居後の住所での住民票が必要
- ※マイナンバーの記載がなく、3か月以内に発行されたものが必要

補助対象工事

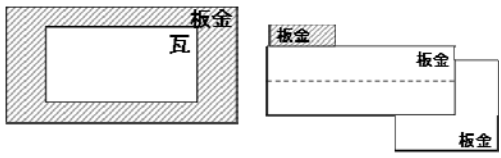
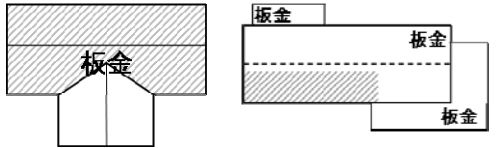
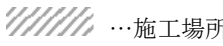
工事内容ごとに必要な添付書類

- ※1…製品カタログ等の性能又は効果が確認できる部分の写しが必要です。
- ※2…メジャーテープ等を用いて計測値が確認できる写真が必要です。

三世帯同居申請を行う場合

- ・下記の三世帯同居申請欄に「○」の記載があるものが補助対象工事です。
- ・屋根や外壁等住宅外部を改修する場合は、補助対象ではありません。

工事内容		仕様等	添付書類	三世帯申請
浴室の改修	ユニットバスへの取替え工事	既存のユニットバス又は浴槽のみの取替え工事も対象		○
	その他バリアフリー工事	滑りにくい床材への改修、レバーハンドル式水栓、ワンプッシュ式水栓への取替え工事等が対象		○
便所の改修	洋式便器への取替え工事	既存の洋式便器の取替え工事も対象		○
	その他バリアフリー化工事	バリアフリーに対応した手すりの設置工事等が対象		○
洗面所の改修	洗面台の取替え工事	レバーハンドル式水栓、ワンプッシュ式水栓であるものが対象		○
	その他バリアフリー工事	レバーハンドル式水栓、ワンプッシュ式水栓への取替え工事等が対象		○
台所の改修	システムキッチンの設置・取替え工事	ガス台など一部のみの取替え工事は対象外		○
	I Hクッキングヒーター（ビルトインタイプ）の設置・取替え工事	システムキッチンと一体的に設置されるものが対象		○
廊下の改修	廊下の幅が広がる工事		※2	○
階段の改修	階段の勾配が小さくなる工事		※2	○
手すりの設置	手すりを設置する工事	安全柵を設置する工事も対象		○
段差の解消	廊下と居室、居室間及び玄関等の段差を小さくする工事		※2	○
	段差解消機、階段昇降機又はホームエレベーターの設置工事			○
内装の改修	畳の入替え、表替え工事			○
	滑りにくい床材を使用する工事	滑りにくい塗料での塗装も対象	※1	○
	壁・床・天井・建具の張替え、入替え工事	F☆☆☆☆材や国土交通省告示対象建築材料以外（天然材等）での工事が対象 建具の襖や障子の張替えは、内装の改修を実施する箇所に限り対象		○
	断熱材をより効果のある材料に改修する工事		※1	○
	可動式の間仕切り等を設置する工事	壁及び天井と一体となって整備されるものが対象		○
造り付け家具・家具固定改修	造り付け家具の造作工事			○

工事内容		仕様等	添付書類	三世代申請
出入口・窓の改修	引き戸、吊り戸、折り戸への取替え工事	既存が左記に該当する戸からの改修も対象 シングルレバー、バー引き手への取替え工事も対象		○
	改修後の出入口の幅が大きくなる工事	窓・扉の改修箇所に限り、網戸の設置及び改修も対象	※2	○
	ペアガラス又は二重サッシ（内付けサッシの取付けを含む）への取替え工事		※1	○
	アタッチメント付き複層ガラスへの取替え工事		※1	○
	網入りガラス窓や強化ガラス窓への取替え工事		※1	○
	断熱扉への取替え工事		※1	○
屋根の改修	遮熱、断熱、高耐久、高耐候性能のある屋根材への葺替え工事	連続して繋がっている本屋又は下屋ごとに全面改修を行うものが対象	※1	
	遮熱、断熱、高耐久、高耐候性能のある塗料による塗替工事	ただし、連続して繋がっている屋根の材質に違いがある場合は、同一材質の連続する部分を全て改修すれば対象	※1	
	耐震、耐風瓦への葺替え工事（施工方法も含む）	連続する面で塗装と葺替えを合わせて全面改修する場合も対象	※1	
	陸屋根防水シートの張替え又は塗装工事	●補助対象となる例		
	不燃材料の軒裏材への張替え工事		※1	
	断熱材をより効果のある材料に改修する工事	●補助対象とならない例  	※1	
外壁の改修	遮熱、断熱、防火、高耐久、高耐候性能のある外壁材での張替え工事	棟単位で1/2以上を施工する場合は対象	※1	
	遮熱、断熱、高耐久、高耐候性能のある塗料材での塗装工事		※1	
	断熱材をより効果のある材料に改修する工事		※1	
雪処理対策工事	屋根に雪止めを設置する工事	雪止めアングルや雪止めネットの設置工事等が対象		
	雪囲い・風除室の設置工事	風除室は新規での設置又は全体の取替えのみ対象		
	屋根融雪装置の設置工事		※1	
	落雪式屋根構造への改造、屋根の滑雪能力を高める張替え又は塗装工事		※1	
	屋根に雪庇や吹き溜り等ができないようにする工事			
	雪下ろし時の転落防止金具を設置する工事	通年固定するものが対象	※1	
	屋根からの落雪による危険を防ぐ工事			

工事内容		仕様等	添付書類	三世代申請
雨樋等の改修	雨樋の取替え工事			
	雨樋の塗装工事			
耐震改修	外壁や内壁の改修に合わせて、筋交いや耐力壁等を有効に設置し、耐震性を高める部分補強工事	住宅全体の耐震バランスを考慮して実施 建物全体の耐震補強工事は当市都市開発課の「木造住宅耐震改修工事費助成事業」を活用すること		
躯体の補強	基礎、土台、柱、梁等の補強工事	住宅の構造部分の補強工事が対象		
給排水設備等の水廻りの改修	給排水・ガス管等の改修			
	下水道への接続工事			
電気配線等の改修	電気配線、コンセントの取替え工事	壁に埋め込まれ一体となっているものが対象		
増改減築、間取りの変更	居室等の増築、間取りの変更等工事			○
	居室の減築工事	住宅全体を除却するものは除く		

店舗部分の改修のみ申請可能

空調設備の改修	エアコンの設置	天井埋め込み型のエアコンのみ対象		
---------	---------	------------------	--	--

各工事における注意事項

内装の改修に併せて襖や障子を張替えたい。	→	内装の改修を実施する箇所に限り、襖や障子の張替えも補助対象工事費に含めることができます。 襖及び障子の張替えのみの工事は補助対象となりません。
外壁の張替え（塗装）に併せてシャッターの塗装をしたい。	→	外壁の張替え（塗装）と併せてシャッターを塗装をする場合は、シャッターの塗装費も補助対象工事費に含めることができます。
浴室の改修に併せて給湯器を取替えたい。	→	浴室の改修に併せて給湯器の取替えが必要になる場合は、補助対象工事費に含めることができます。給湯器のみの取替えは補助対象となりません。
便器の取替えに併せて手洗い器を取付けたい。	→	便器の取替えに伴い手洗い器を設置する場合は、補助対象工事費に含めることができます。手洗い器のみの設置は補助対象となりません。
キッチンの設置（取替え）に伴いレンジフードも取替えたい。	→	キッチンの設置（取替え）に併せてレンジフードを取替える場合は、補助対象工事費に含めることができます。 レンジフードのみの取替えは補助対象となりません。
窓の取替えに併せて網戸も取替えたい。	→	窓の取替えを実施する箇所に限り、網戸の取替え（又は張替え）も補助対象工事費に含めることができます。
屋根が瓦葺きの部分と鉄板葺きの部分がある。鉄板葺きの部分のみを塗装したい。	→	屋根の材質に違いがある場合は同一材質の連続する部分を全て改修すれば補助対象となります。

補助対象外工事

補助対象外工事

- ・カーテン、ブラインド等の設置のみのもの
- ・家具、家電製品等の購入
(他補助金等を利用する部分や工事を伴わないもの)
- ・外構工事
- ・シロアリの駆除

- ・車庫、物置の設置工事
- ・壁面の緑化、生垣造成工事等環境緑化工事
- ・カーポートの設置（修理）工事

※上記は補助対象外工事の一例です。

その他の補助金

その他補助金の主なもの（例）

- ・介護保険住宅改修、障害者住宅改修
- ・省エネ設備等設置補助事業
- ・木造住宅耐震改修工事費助成事業
- ・克雪すまいづくり支援事業

※同じ工事場所で二つ以上の補助金を併用することはできません。

- ・住宅リフォーム支援事業と同時に国の補助金や市のその他の補助金を利用する場合は、見積書に各補助金の対象工事費を明示してください。
- ・補助金の対象工事費が住宅リフォーム支援事業と他の補助金で重複する場合は、どちらか一方の補助金しか受けられません。
- ・国、県の補助金を申請する場合は、申請書等の写しも提出してください。

補助金の計算

一般申請の場合（例）

①外壁の塗装工事 見積額 80万円

補助金額

$$80万円 \times 20\% = 16万円$$

補助金の上限額は「10万円」のため

補助金額は10万円となります。

②畳の入替え工事 見積額 34万円

補助金額

$$34万円 \times 20\% = 6万8千円$$

補助金額は6万8千円となります。

店舗部分の改修の場合（例）

見積額 店舗部分の内装工事 30万円

住居部分の便所の改修工事 20万円

計50万円

(店舗部分及び住居部分の改修ともに補助対象となります。)

店舗部分と住居部分それぞれ見積書を作成してください。)

補助金額

$$50万円 \times 20\% = 10万円$$

補助金額は10万円となります。

三世帯同居申請の場合（例）

①内装の改修工事 見積額 80万円

補助金額

$$80万円 \times 20\% = 16万円$$

補助金額は16万円となります。

②内装の改修工事＋外壁の塗装工事

見積額 内装の改修工事 60万円

外壁の塗装工事 40万円

計100万円

補助金額

外壁の塗装は三世帯同居申請の対象外なので

$$60万円 \times 20\% = 12万円$$

補助金額は12万円となります。

注意事項

<p>補助金の対象となる住宅は申請者本人が所有し、居住している（住民票がある）住宅です。親族等が居住している所有者が居住していない住宅は対象となりません。</p>	<p>住宅の所有者が複数いる場合、対象住宅に居住しているどなたか一人が申請者となります。複数所有者による連名での申請はできません。</p>
<p>建設業等を営んでいる者（代表者）が所有し居住している住宅を自身が営んでいる会社で改修する場合は補助対象となりません。</p>	<p>施工業者の代表者を確認するため、申請時に見積書等に施工業者の代表者氏名を記入してください。</p>
<p>工事場所の写真は施工前に加え、実績報告書時に「施工中」、「完了後」の写真が必要となります。提出できない場合は補助金が受けられない場合があります。</p>	<p>交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額になった場合は、補助金額も減額となる場合があります。工事費が増額となった場合は、補助金額の増額はできません。</p>
<p>施工業者の変更は原則認められません。やむを得ない事情が発生した場合は、住宅施設課までご相談ください。</p>	<p>総工事費と補助対象工事費の金額が異なる場合は、総工事費に記載された金額の工事が完了し、全ての書類が揃わないと実績報告書は受理できません。</p>
<p>実績報告書の最終提出期限は平成31年1月31日（木）になります。翌日以降の受け付けはできません。期限までに全ての書類が揃った状態で提出してください。転入又は転居予定の場合は、転入又は転居後の住所での住民票も提出してください。</p>	<p>交付決定後にやむを得ず事業を中止する場合は、中止届出書の提出が必要となります。申請の際は工事内容をよく確認のうえ、事業を中止することがないようにしてください。</p>
<p>申請書類の郵送での提出は受け付けられません。交付申請時及び実績報告時ともに住宅施設課又はお近くの支所産業建設課（栃尾支所は建設課）にお持ちください。</p>	<p>予算に残額がある場合は、10月31日（水）まで先着順で受け付けを行います。予算の残額は随時ホームページに掲載します。</p>

※申請者は書類内容を十分確認し、申請者の氏名欄に自署及び押印の上提出してください。

※その他一般住宅リフォームについては、別紙「一般住宅リフォームQ&A」をご確認ください。

問い合わせ先

本庁	長岡市 都市整備部 住宅施設課 住宅政策係 所在地 長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト5階 TEL : 0258-39-2265 FAX : 0258-39-2293 E-mail : jutaku-shisetsu@city.nagaoka.lg.jp							
支所	中之島支所	産業建設課	TEL	0258-61-2012	和島支所	産業建設課	TEL	0258-74-3114
	越路支所	産業建設課	TEL	0258-92-5904	寺泊支所	産業建設課	TEL	0258-75-3105
	三島支所	産業建設課	TEL	0258-42-2249	栃尾支所	建設課	TEL	0258-52-5825
	山古志支所	産業建設課	TEL	0258-59-2344	与板支所	産業建設課	TEL	0258-72-3201
	小国支所	産業建設課	TEL	0258-95-5906	川口支所	産業建設課	TEL	0258-89-3113